

請願・陳情參考資料

令和元年6月10日

商工労働部

陳 情 (新規)

受 理 番 号 (受理年月日)	所 管	件 名 及 び 提 出 者	現 状 と 県 の 取 組 状 況
元年 - 4 (元. 5. 31)	商 工 労 働	「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書の提出について 日本労働者協同組合（ワーカーズコープ）連合会 センター事業団中四国事業本部さんいんみらい事業所	【「協働労働の協同組合法（仮称）」の制定について】 「協同労働の協同組合法（仮称）」とは「出資・経営・労働を一体化した協同労働を行う組織」に法人格を整備するため、労働者協同組合、NPOなどで働く労働者の働き方にふさわしい法律として関係団体が法整備を求めている。 【国の取組】 ○平成20年2月：「協同出資・協同経営で働く協同組合法（仮称）」を考える議員連盟」が設立。超党派の衆参両議員が197名参加。 ○平成21年6月：衆議院法制局が作成した「労働協同組合法案（仮称）」の概要」が公表された。 〔平成24年6月：超党派の「協同組合振興研究議員連盟」発足 平成29年3月：「与党協働労働の法制化に関するワーキングチーム」が与党政策責任者会議の下に設置 平成31年2月：「与党協働労働の法制化に関するワーキングチーム」がまとめ、与党政策責任者会議で了承された「労働者協同組合法案（仮称）骨子」が「協同組合振興研究議員連盟」役員会で確定。〕 【意見書採択の状況】 ○「協同労働の協同組合」法制化をめざす市民会議では、それぞれの地域の議会へ向けて「『協同労働の協同組合法（仮称）』の早期制定を求める意見書」を請願する活動を行っている。 ○現在の採択状況（平成31年3月25日現在） 922議会 ※他に趣旨採択15議会 - 都道府県議会： 35都道府県 - 市区町村議会： 887市区町村 - うち 鳥取県内は15市町村で採択 ※ 鳥取県議会においては、平成30年6月定例県議会において趣旨採択。

【陳情の要旨】

鳥取県議会から国会及び政府に対して「協同労働の協同組合法（仮称）」の制定に向け、国会での徹底した議論と速やかな制定を求める意見書を提出すること。

			〔労働者協同組合（ワーカーズコープ）〕 鳥取県内では3か所（鳥取・倉吉・米子）に事務所があり、県内自治体からの受託や補助の実績がある。 ※法人格のない任意団体とは別に「企業組合労協センター事業団」と「特定非営利活動法人ワーカーズコープさんいんみらい事業所」の2つの法人格を取得して活動。 ＜県が関わっている事業（いずれもNPO法人）＞ ・生活困窮者等就労準備支援事業（県・中部2町共同事業） ・低所得者等に係る中間的就労支援推進事業（全県） ・とっとり子ども未来サポートネットワーク活動支援事業（全県） ・若者サポートステーション運営事業（鳥取市・米子市） ※鳥取労働局から「とっとり・よなご若者サポートステーション」を受託、県も若年者就業支援を委託（平成31年4月～）
--	--	--	---

陳 情 (新規)

受 理 番 号 (受理年月日)	所 管	件 名 及 び 提 出 者	現 状 と 県 の 取 組 状 況
元年 - 9 (元. 6. 3)	商 工 労 働	最低賃金の改善と中小企業 支援の拡充を求める意見書 の提出について 鳥取県労働組合総連合	【最低賃金制度について】 ○最低賃金法に基づき国が都道府県単位で賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度。 [最低賃金の決定] 最低賃金は、最低賃金審議会において、賃金の実態調査結果など各種統計資料を参考にしながら審議され、「労働者の生計費」「労働者の賃金」「通常の事業の賃金支払い能力」の3要素を考慮して決定。 なお、地方最低賃金審議会は、都道府県労働局に置かれ、この審議を経て都道府県労働局長が決定。 [国等の動向] ・政府は5月31日に経済財政諮問会議を開き、経済財政運営の指針である「骨太の方針」の骨子案の中で、「最低賃金の引き上げ」を目指す方針を提示した。 ・日本商工会議所、全国商工会連合会及び全国中小企業団体中央会は5月28日に「最低賃金について、3%を更に上回る引き上げ目標の設定には強く反対する」との意見書を公表した。 〔平成31年2月7日、自民党有志議員により全国一律の最低賃金を目指す「最低賃金一元化推進議員連盟」が設立〕 [現在の最低賃金(時間額)] ・鳥取県 762円(H30.10.5～、11県) ・最 高 985円(東京都) ・最 低 761円(鹿児島県) ・平 均 874円 [最低賃金の引上げに係る国支援制度] 生産性向上のための設備投資などを行い、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を一定額以上引き上げた中小企業・小規模事業者に対して、その設備投資などにかかった経費の一部を助成する。

【陳情の要旨】

鳥取県議会から国に対し、次に掲げる項目を求める意見書を提出すること。

- 1 政府は、ワーキング・プアをなくすため、政治決断で最低賃金をすぐに1,000円以上に引き上げること。
- 2 政府は、全国一律最低賃金制度の確立など、地域間格差を縮小させるための施策を進めること。
- 3 政府は、中小企業への支援策を拡充すること。中小企業負担を軽減するための直接支援として、中小企業とそこで働く労働者の社会保険料負担や税の減免制度などを実現すること。
- 4 政府は、中小企業に対する大企業による優越的地位の濫用、代金の買い叩きや支払い遅延等をなくすため、中小企業検証を踏まえて、中小企業基本法、下請二法、独占禁止法を抜本改正すること。
- 5 政府は、雇用の創出と安定に資する政策を実施すること。

○業務改善助成金				
コース	引き上げる 労働者数	上限額	補助対象 事業場	助成率
30円コース (800円 未満)	1～3人	50万円	①の事業場 かつ	4/5 生産性要件を満 たした場合:9/10
	4～6人	70万円		
	7人以上	100万円	②の事業場	
30円コース	1～3人	50万円	②の事業場	3/4 生産性要件を満 たした場合:4/5
	4～6人	70万円		
	7人以上	100万円		
①事業場内最低賃金800円未満の事業場 ②事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円未満及び事業場規模30人以下の事業場				
【中小企業への支援策について】 〈国の主な中小・小規模事業者支援施策〉 ○国の平成30年度第2次補正予算及び平成31年度当初予算において、経営者の高齢化や人手不足等の中小企業を取り巻く環境の変化に対応するため、担い手確保、生産性向上等の新たな発展モデルの構築のための中小企業・小規模事業者関係予算を計上している。 (主な施策) ・中小企業生産性革命推進事業 1,100億円 ・ものづくり・商業・サービス高度連携促進補助金 50億円 〈県の主な中小・小規模事業者支援施策〉 ○平成31年度当初予算 ・鳥取県版経営革新総合支援事業 701百万円 ・県制度金融(新規分融資枠400億円) ○令和元年度6月補正予算 ・鳥取県産業成長応援補助金 100百万円 【社会保険制度・税減免について】 ○強制加入の保険により、事故発生時に現金又は現物給付で生活を保障する相互扶助制度。健康保険、年金保険、介護保険、雇用保険、労災保険等があり、事業主及び労働者が保険料を負担する。				

		[現在の保険料率] ・健康保険 10.00% (労使折半) ・年金保険 18.300% (労使折半) ・介護保険 1.73% (労使折半) ・雇用保険 0.90～1.20% (労働者負担: 0.3～0.4%、事業主負担: 0.6～0.8%) ・労災保険 0.25～8.80% (事業主負担) ※事業の種類によって料率が異なる。 ○中小企業投資促進税制 中小企業における生産性向上等を図るため、一定の設備投資を行った場合に、特別償却(30%)又は税額控除(7%) [対象設備] ・機械及び装置(1台160万以上) ・測定工具及び検査工具(1台120万以上) ・一定のソフトウェア(一のソフトウェアが70万以上)等 ○(国)経営力向上計画に基づいて、事業再編・統合を行った場合に係る登録免許税・不動産取得税を軽減。 <登録免許税の税率> <table><tr><td>合併による移転の登記</td><td>0.4%⇒0.2%</td></tr><tr><td>分割による移転の登記</td><td>2.0%⇒0.4%</td></tr><tr><td>その他の原因による移転登記</td><td>2.0%⇒1.6%</td></tr></table> <不動産取得税の税率> <table><tr><td>土地・住宅</td><td>3.0%⇒2.5%</td></tr><tr><td>住宅以外の家屋</td><td>4.0%⇒3.3%</td></tr></table> ○事業承継税制 中小企業(個人事業者)における後継者への事業承継の円滑化を図るため、非上場会社の株式(個人事業者は特定事業用資産)を贈与又は相続した場合、一定の要件のもと、贈与税及び相続税の納税が猶予又は免除される。 【中小企業基本法等の抜本改正について】 平成22年6月18日付で閣議設定された中小企業憲章では、基本原則および行動指針で「公正な市場環境を整える。」と定めており、関係法で以下のように規定されているところ。 ○中小企業基本法第22条「国は、中小企業に関する取引の適正化を図るため、下請代金の支払遅延の防止、	合併による移転の登記	0.4%⇒0.2%	分割による移転の登記	2.0%⇒0.4%	その他の原因による移転登記	2.0%⇒1.6%	土地・住宅	3.0%⇒2.5%	住宅以外の家屋	4.0%⇒3.3%
合併による移転の登記	0.4%⇒0.2%											
分割による移転の登記	2.0%⇒0.4%											
その他の原因による移転登記	2.0%⇒1.6%											
土地・住宅	3.0%⇒2.5%											
住宅以外の家屋	4.0%⇒3.3%											

			取引条件の明確化の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。」 ○下請中小企業振興法第1条「下請中小企業の経営基盤の強化を効率的に促進するための措置を講ずるとともに（中略）下請関係を改善して、下請関係にある中小企業者が自主的にその事業を運営し、かつ、その能力を最も有効に発揮することができるよう下請中小企業の振興を図り、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。」 ○下請代金支払遅延等防止法第1条「この法律は、下請代金の支払遅延等を防止することによつて、親事業者の下請事業者に対する取引を公正ならしめるとともに、下請事業者の利益を保護し、もつて国民経済の健全な発達に寄与することを目的とする。」 ○私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第1条「私的独占、不当な取引制限及び不公正な取引方法を禁止し、事業支配力の過度の集中を防止して、結合、協定等の方法による生産、販売、価格、技術等の不当な制限その他一切の事業活動の不当な拘束を排除することにより、公正且つ自由な競争を促進し、事業者の創意を発揮させ、事業活動を盛んにし、雇傭及び国民実所得の水準を高め、以て、一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進することを目的とする。」 なお、下請取引の公正化及び下請事業者の利益保護を目的として、国（公正取引委員会及び中小企業庁）において以下のとおり運用されているところ。 〔国の取組〕 （1）勧告等の状況（平成30年度実績） ①下請法違反行為に対する勧告・指導状況 ・勧告は7件、指導は7,710件（過去最多） ②下請代金の減額分の返還及び下請代金の支払遅延利息の支払状況 ・下請事業者が被った不利益について親事業者321社カラ下請業者10,172名に総額6億7,068万円相当の原状回復が行われた。
--	--	--	--

			(2) その他の主な取組状況（平成30年度実績） <下請取引適正化推進月間（11月）> ① 下請取引適正化推進講習会開催 ② シンポジウム・セミナー ③ 親事業者約210,000名及び関係事業者団体約1,000団体に対する下請法遵守の徹底等の要請 ④ 広報誌等への掲載等 <その他> ① 定期的な書面調査の実施（親事業者60,000名、下請事業者300,000名） ② 分野別の実態調査の実施 製造業者30,000名、荷主・物流業者70,000名、警備業務1,000名、金型事業者30,000名 〔県の取組〕 ○（公財）鳥取県産業振興機構において、中小事業者の取引上の悩みに関する相談・アドバイスを行う「下請かけこみ寺」を設置済。 ○平成30年度の下請取引適正化に関する相談の受付実績は6件であった。 【雇用の創出と安定に資する主な政策】 〔国の取組〕 （平成31年度当初予算） ○働き方改革の推進と誰もが活躍できる労働環境の整備 ・働き方改革・生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者に対する支援（1,211億円） ・長時間労働の是正や安全で健康に働くことができる職場づくり（216億円） ○多様な人材の活躍促進 ・女性活躍の推進（323億円） ・若者・就職氷河期世代に対する就労支援（124億円） ・高齢者の就労促進（289億円） ○人材育成の強化と人材確保対策の推進 ・リカレント教育の拡充等による人材育成の強化（1,188億円） 〔県の取組〕 （平成31年度当初予算） ・鳥取県立ハローワーク管理運営事業（266百万円） ・地域活性化雇用創造プロジェクト事業（111百万円） （令和元年度6月補正予算） ・鳥取県産業成長応援補助金（100百万円）
--	--	--	---